

農地保有合理化担い手育成地域推進事業（拡充）

【平成19年度概算決定額：96,474（154,160）千円】

対策のポイント

農地保有合理化法人が集落段階での農地の利用調整を支援し、農地保有合理化事業を活用した担い手への農地集積を効果的に進めます。

（農地保有合理化事業とは）

- ・ 農地保有合理化事業は、公的機関である農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、担い手に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援する事業で、担い手への農地集積を進める上で重要な政策手段となっています。

（農地保有合理化事業の現状）

- ・ 農地保有合理化事業による利用集積面積は、認定農業者に集積した面積の約3分の1を占め、売買により0.7万 ha、貸借により1.1万 ha、計1.8万 ha（平成16年度）となっています。

政策目標

全耕作面積に占める担い手が経営する農地面積の割合向上
約4割（平成17年） 7～8割程度（平成27年：農業構造の展望）

< 内容 >

農地保有合理化法人が、市町村等の関係機関と協力し、担い手等への面的集積を促進する必要がある集落（1～数集落程度）において、農地保有合理化事業を最大限に活用した利用調整を促進するための以下を内容とする基礎調査の実施や農作業受託のあっせん活動等を支援します。

（1）基礎調査

面的集積を実現するための基礎調査や、担い手に集積する面積などの目標策定

（2）土地利用調整

農地の買い入れや借り入れ、農作業の受託のあっせんなどの出し手と受け手の総合的な土地利用調整

（3）農業用機械等の整備、簡易な土地基盤の整備

面的集積を促進する目的として、利用集積に伴い必要なる農業用機械・施設をリース又は簡易な土地基盤整備

【補助率：1/2、6/10】

【事業実施主体：都道府県、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成16年度～平成20年度】

[担当課：経営局構造改善課（03 - 3591 - 1389（直））]